

お取引先・投資家への取り組み

日本化薬グループは、お取引先の皆さま、投資家の皆さまと積極的にコミュニケーション活動をしています。

CSR調達への取り組み

日本化薬グループは、ビジネスパートナーの皆さまと共にCSR調達の取り組みを実践するため、購買理念、購買基本方針を日本化薬のウェブサイトで公開しています。

購買理念

日本化薬グループは、**KAYAKU spirit** を実現するために、『お取引先は最良の製品づくりの大切なビジネスパートナー』と考え、お取引先と相互の持続的な発展を目指していきます。

当社グループの購買活動は、法令や社会規範を遵守し、購買基本方針に基づき公平・公正に、そして誠実な取引を行います。



> 「CSRレポート2018
ダイジェスト」
ダウンロード

CSR情報

▶ English

トップメッセージ

特集

基盤となるCSR活動

経済的責任を果たすCSR活動

社会的責任を果たすCSR活動

お客様への取り組み

お取引先・投資家への取り組み

社会への取り組み

地域への取り組み

従業員への取り組み

環境責任を果たすCSR活動

CSRコミットメント

編集方針

アンケート結果

CSRレポート

CSRニュース

関連情報

購買基本方針

法令・規範の順守、行動基準との適合性

1. 日本化薬グループは、購買活動の実施に際し、関連法令や規範を遵守いたします。
2. 日本化薬グループは、購買活動の適格性に関して、日本化薬グループの行動規範である、日本化薬グループ行動憲章・行動基準、グループ行動指針に基づいて判断いたします。

門戸の解放、公正・公平な取引、取引の透明性

3. 日本化薬グループは、購買活動の執行に際し、国内外のお取引先に広く門戸を開放し、公正・公平な取引を行います。
4. 日本化薬グループは、お取引先と相互理解と信頼関係に基づくパートナーシップを構築し、お互いの持続的な発展を目指して参ります。
5. 日本化薬グループは、資材業務規程に従い電子的購買システムまたは文書により適正な手続きにて購買活動の透明性を確保します。

情報の保護

6. 日本化薬グループは、業務上取得したお取引先に関する情報を適切に保護し、漏洩防止に努めます。

地球環境への配慮

7. 日本化薬グループは、地球環境に配慮した商品、原材料の調達を推進します。

取引先選定に関する基本方針

8. 日本化薬グループは、品質・価格・納期等の経済性と共に、お取引先の経営基盤、技術競争力、安定供給力等を考慮して商品・原材料を選定します。
9. 日本化薬グループは、お取引先の選定に際し、法令・規範の遵守、人権の尊重、労働環境への配慮、防災・安全への取り組み、環境保全への取り組み等 CSR への取り組みも考慮いたします。

BCPへの取り組み

10. 日本化薬グループは、お取引先の選定に際し、サプライヤーのBCP(Business Continuity Plan)等のリスク管理体制の有無を考慮いたします。

CSR調達の推進

KAYAKU spirit の実現のために私たち調達部門では長期的な視野に立ち、サプライヤーと良好なコミュニケーションを積極的に行い持続的な相互発展関係を築く努力を行っています。

私たちは、品質・価格・安定供給の確保・法令遵守・人権尊重・労働安全衛生・環境の保全などは、サプライヤーと一丸となり取り組む重要な要素と考えています。

2016年度は国内外のサプライヤーに向けて、購買理念・購買基本方針のご紹介とCSR調達にご協力いただきたい旨の書面やCSRレポートを同封し、ご協力をお願いしました。目を通された皆さまから貴重なご意見やご感想が寄せられました。

今後は海外グループ会社への啓発にも取り組みます。

＞ CSR調達ガイドブック 

日本化薬と医療機関等との関係における透明性に関する取り組み

日本化薬と患者団体との関係の透明性に関する取り組み

日本化薬は、医薬品等の提供を通じて皆様の健康向上に貢献するため、研究者、医療関係者、患者団体等と相互の信頼関係を構築し、医学・薬学の基礎研究、臨床開発、製造販売後の情報提供・収集活動、安全対策の実施などの多様な活動を展開しています。創薬や医薬品の適正使用を推進するために発生する費用については医療機関等と適切に契約を締結し、適正な対価を支払っています。また、薬事法をはじめとする法規制は製薬協企業行動憲章、製薬協コード・オブ・プラクティス、医療用医薬品プロモーションコード、医療用医薬品製造販売業公正競争規約などの業界自主規範を遵守しています。しかし、このような法令遵守体制に基づく企業活動を推進しても、当社からの寄附金や対価の支払いが存在するため、それらが医療機関等の判断に何らかの影響を及ぼしているのではないかと、との懸念を抱かれている可能性は否定できません。

製薬産業をはじめとする生命関連産業は、他の産業以上に、高い倫理性とその活動の透明性が求められることを踏まえ、日本化薬は医療機関、患者団体等に対する資金提供の情報をウェブサイト上で公開するための指針を作成し、支払い情報等の集計・公開のためのシステムを構築しました。

[> 日本化薬と医療機関等との関係の透明性に関する取り組み](#)

[> 日本化薬と患者団体との関係の透明性に関する取り組み](#)

セイフティシステムズ事業 購買説明会の開催

セイフティシステムズ事業では、日頃お世話になっている協力会社を対象に、年に一度「購買説明会」を実施しています。これは、当社グループの業績見込みや次年度以降の事業計画、生産体制の現況、開発計画、中期ビジョン、購買方針を説明し、これらを協力会社の事業計画の参考情報の一つとしていただくことを目的としています。



当社を含め自動車産業のサプライチェーンを担う協力会社は、めまぐるしく変化する国内・国際情勢、原材料相場、為替変動などの外的環境に即応しながら、顧客に遅延を起こすことなく、高品質・低コストの製品を供給し続けなければなりません。この購買説明会が貴重な情報交換の場となるよう有益な情報を提供することを心がけています。

また、品質・コスト・納期に模範的な対応をとっていただいた協力会社に、「優秀協力会社賞」を進呈しています。

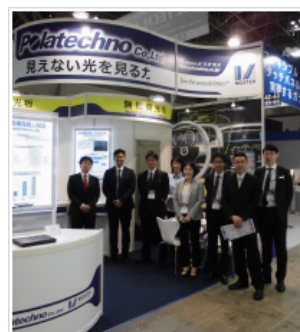
株式会社ポラテクノとMoxtek, Inc

ファインテックジャパンに出展

2017年4月5日～7日、東京ビッグサイトで開催された「第27回ファインテックジャパン～液晶・有機EL・センサ技術展～」にポラテクノとMoxtekで共同出展しました。

ファインテックジャパンは液晶や有機EL、センサ関連の最新技術が一堂に介する世界最大級のディスプレイ、照明、センサデバイス専門の展示会です。

ポラテクノとMoxtekは無彩色偏光板※1、高コントラスト高耐久染料系偏光板※2、ProFLux®※3などの製品・技術を出展しサンプル、デモ機、パネルを用いて説明を行いました。



国内外の自動車・ディスプレイメーカー、材料メーカー、大学研究機関など200名以上（過去最多）の方々が当社ブースへ訪問いただき、ポラテクノグループの染料系偏光板開発製造技術、無機偏光板開発製造技術などを紹介しました。

ポラテクノグループはより高耐久かつ視認性の高い偏光板で、省エネルギーを実現しながら快適な生活に貢献していきます。

- ※1【無彩色偏光板】コントラストを飛躍的に向上（当社従来偏光板比10倍以上）させたフルカラーの反射型液晶ディスプレイ用偏光板。
- ※2【高コントラスト高耐久染料系偏光板】高性能色素と配向技術を用いて、高い耐久性能を維持しながら、非常に高いコントラストを有する高性能な染料系偏光板。
- ※3【ProFlux】無機偏光板。

投資家の皆さまとのコミュニケーション活動

日本化薬は、すべてのステークホルダーから信頼され、社会に必要とされる存在であり続けることを目指しております。これを実現するために、株主・投資家等ステークホルダーの皆さまに、タイムリーかつ公平・公正な情報開示を行っています。

決算説明会の実施

機関投資家や証券アナリストを対象とした決算説明会を、第2四半期決算および年度決算後に開催しています。日本化薬からは社長をはじめ全役員が出席し、決算や業績見通し、今後の取り組み方針を説明しています。また、第1四半期および第3四半期にはテレフォンカンファレンスを実施しています。



決算説明会

個別ミーティングの実施

機関投資家や証券アナリストと直接コミュニケーションを取る個別ミーティングを実施しています。

工場見学会の実施

日本化薬の事業活動に対する理解を深めていただくため、機関投資家や証券アナリストを対象とした工場見学会や研究開発説明会を毎年実施しています。

ウェブサイトの充実

IR情報にて、経営方針、財務、四半期ごとの決算説明会資料、アニュアルレポート等、株主・投資家の皆さまにとって必要な情報を適時・適正に掲載しています。

[> IR情報](#) 

当社の調達活動に関する購買理念、購買基本方針及びその細則を掲載しています。

CSR 調達ガイドブック

世界的すきま発想。



購買理念	1
購買基本方針	1
日本化薬 CSR 調達ガイドライン	2
1 コンプライアンス	2
1.1 競争制限的行為の禁止	2
1.2 優越的地位の濫用の禁止	2
1.3 汚職・賄賂などの禁止	2
1.4 不適切な利益供与および受領の禁止	2
1.5 知的財産の尊重	3
1.6 不正行為の予防・早期発見	3
1.7 個人情報情報の漏洩防止	3
1.8 適切な輸出管理	3
1.9 顧客・第三者の機密情報の漏洩防止	3
2 人権と労働	4
2.1 非人道的な扱いの禁止	4
2.2 差別の禁止	4
2.3 労働時間	4
2.4 従業員の団結権	4
2.5 強制的な労働の禁止	4
2.6 児童労働の禁止	5
2.7 労働災害・労働疾病	5
2.8 身体的負荷のかかる作業への配慮	5
2.9 適切な賃金	5
3 安全衛生	6
3.1 緊急時の対応	6
3.2 施設の安全衛生	6
3.3 機械装置の安全対策	6
3.4 職場の安全	6
3.5 職場の衛生	7
3.6 従業員の健康管理	7
4 環境	7
4.1 環境マネジメントシステム	7
4.2 製造工程で用いる化学物質の管理	7
4.3 環境許可証／行政認可	7
4.4 環境への影響の最小化(排水・汚泥・排気など)	8
4.5 廃棄物削減	8
4.6 環境保全への取り組み状況の開示	8
4.7 資源・エネルギーの有効活用(3R)	8
5 品質・製品の安全性	9
5.1 製品安全性の確保	9
5.2 品質マネジメントシステム	9
5.3 製品に含有する化学物質の管理	9
5.4 正確な製品・サービス情報の提供	9
6 情報セキュリティ	10
6.1 コンピュータ・ネットワークの脅威に対する防御	10
7 BCP	10
7.1 大規模災害への対策	10
8 情報開示	10
8.1 ステークホルダーへの情報の開示	10
9 社会貢献	10
9.1 社会・地域への貢献	10

このガイドブックは JEITA サプライチェーン CSR ガイドブック(2006年)を参考にして作成しました。(JEITA:一般社団法人電子情報技術産業協会)

購買理念

日本化薬グループは、KAYAKU spirit を実現するために、『お取引先は最良の製品づくりの大切なビジネスパートナー』との考えに立ち、お取引先と相互の持続的な発展を目指して参ります。購買活動におきましては、法令や社会規範を遵守すると共に、購買基本方針に基づき公平・公正で誠実な取引を行ないます。

購買基本方針

(法令・規範の順守、行動基準との適合性)

- ① 日本化薬グループは、購買活動の実施に際し、関連法令や規範を遵守いたします。
- ② 日本化薬グループは、購買活動の適格性に関して、日本化薬グループの行動規範である、日本化薬グループ行動憲章・行動基準、グループ行動指針に基づいて判断いたします。

(門戸の解放、公正・公平な取引、取引の透明性)

- ③ 日本化薬グループは、購買活動の執行に際し、国内外のお取引先に広く門戸を開放し、公正・公平な取引を行います。
- ④ 日本化薬グループは、お取引先と相互理解と信頼関係に基づくパートナーシップを構築し、お互いの持続的な発展を目指して参ります。
- ⑤ 日本化薬グループは、資材業務規程に従い電子的購買システムまたは文書により適正な手続きにて購買活動の透明性を確保します。

(情報の保護)

- ⑥ 日本化薬グループは、業務上取得したお取引先に関する情報を適切に保護し、漏洩防止に努めます。

(地球環境への配慮)

- ⑦ 日本化薬グループは、地球環境に配慮した商品、原材料の調達を推進します。

(取引先選定に関する基本方針)

- ⑧ 日本化薬グループは、品質・価格・納期等の経済性と共に、お取引先の経営基盤、技術競争力、安定供給力等を考慮して商品・原材料を選定します。
- ⑨ 日本化薬グループは、お取引先の選定に際し、法令・規範の遵守、人権の尊重、労働環境への配慮、防災・安全への取り組み、環境保全への取り組み等 CSR への取り組みも考慮いたします。

(BCP への取り組み)

- ⑩ 日本化薬グループは、お取引先の選定に際し、サプライヤーの BCP (Business Continuity Plan) 等のリスク管理体制の有無を考慮いたします。

日本化薬 CSR 調達ガイドライン

1 コンプライアンス

1.1 競争制限的行為の禁止

公正・透明・自由な競争を阻害する行為を行わない

競争を阻害する行為とは、同業他社との間で、製品・サービスの価格、量、販売地域などについて申し合わせを行うこと（カルテル）や、他の入札者との間で、落札者や落札価格の取り決めを行なうこと（入札談合）などをいう。

また、他社の営業秘密を違法な方法で入手・利用することや、他社製品に関し虚偽の表示や顧客に誤解を生じさせるような表示を行うなどは、不正競争行為である。

1.2 優越的地位の濫用の禁止

優越的地位を濫用することにより、サプライヤーに不利益を与える行為を行わない

優越的地位の濫用とは、購入者や委託者という立場を利用して、仕入先等との取引条件を一方的に決定・変更したり、不合理な要求や義務を課すことをいう。調達取引は、契約等をベースにして誠実かつ公平・公正に行い、優越的地位を濫用するような行為を行わない。優越的地位の濫用に関する法規制のある国では、それらの法令を遵守する（例えば日本における下請代金支払遅延等防止法など）。なお、下請代金支払遅延等防止法が適用される取引引きにおいては親事業者は下請事業者との取引に際して公正を確保する義務を負う。優越的地位の濫用を防止するためには社内の内部統制組織の機能と取引に携わる要員に対する継続的で十分な教育が必要不可欠である。

1.3 汚職・賄賂などの禁止

政治・行政との健全かつ正常な関係を保ち、贈賄や違法な政治献金などを行わない

贈賄とは、公務員およびそれに準じる者（以下公務員等という）に対し、許認可や取引の獲得・維持、非公開情報の入手など、業務上の何らかの見返りを求めた金銭の提供・接待・贈り物、その他の利益や便宜の供与を行うことをいう。また、業務上の見返りを求めない場合であっても、公務員等に対し社会的儀礼を越えた接待・贈答を行うことも含む。違法な政治献金とは、例えば、許認可や取引の獲得・維持、非公開情報の入手など業務上の何らかの見返りを求める政治献金を行うことや、正規の手続きを踏まない政治献金を行うことをいう。

1.4 不適切な利益供与および受領の禁止

ステークホルダーとの関係において不適切な利益の供与や受領を行わない

ステークホルダーとは、企業の経営行動などに対して直接・間接的に利害が生じる関係者（利害関係者）のことをいう。不適切な利益供与や利益授受とは、以下のようなものをいう。法令に定める範囲を超えて景品や賞品・賞金などを顧客に提供あるいは顧客より受領したり、社会的儀礼の範囲を超えた金品や接待を提供あるいは受領するような、賄賂性のある行為。社会的秩序や健全な活動に悪影響を与える反社会的勢力（暴力団、犯罪組織やテロ

組織など) に不適切な利益を供与する行為。顧客などの業務に関する非公開の重要情報をもとに、当該会社の株式などの売買を行なうインサイダー取引。

1.5 知的財産の尊重

他者の知的財産権を侵害しない

知的財産権とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利営業秘密等をいう。製品、サービスの開発・生産・販売・提供などを行う場合は、第三者の知的財産権の事前調査を十分行う。正当な理由のある場合を除き、第三者の知的財産権の無断利用は知的財産権の侵害にあたる。また、コンピュータソフトウェアその他の著作物の違法な複製等も知的財産権の侵害にあたる。

第三者の営業秘密を違法な手段で入手・使用することも同様に知的財産権の侵害にあたる。

1.6 不正行為の予防・早期発見

不正行為を予防するための活動を行い、また早期に発見し対応するための制度を整える

不正行為を予防するための活動とは、従業員への教育、啓発を行うとともに、風通しの良い職場風土を作ることである。

不正行為の早期発見対応のための制度とは、例えば次のようなものをいう。

社内や社外に不正行為に関する通報窓口を設置し、経営者が不正行為を早期に発見できるように努める。また、通報者の秘密を守り、適切に保護することに努める。不正行為には迅速に対処し、対応結果を適宜、通報者へフィードバックする。

1.7 個人情報の漏洩防止

顧客・第三者・自社従業員の個人情報を適切に管理・保護する

個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

1.8 適切な輸出管理

法令等で規制される技術や物品の輸出に関して、明確な管理体制を整備して適切な輸出手続きを行う

法令等で規制される技術や物品とは、国際合意等（ワッセナー・アレンジメント等）に基づく法規などで輸出に関する規制のある部品・製品・技術・設備・ソフトウェア等である。なお、輸出に関しては監督官庁等の許可取得等の手続きが必要な場合がある。

1.9 顧客・第三者の機密情報の漏洩防止

顧客や第三者から受領した機密情報を適切に管理・保護する

機密情報とは、一般的に、機密である旨が合意され、文書等（電磁的・光学的に記録された

データ情報を含む)により開示された情報や、機密である旨を告知され、口頭や視覚的に開示された情報を指す。適切な管理とは、機密情報に関する全般的な管理の仕組みの構築と運用を指し、従業員等の遵守すべき規範や方針の作成、それらに従った計画立案、施策実施、監査および見直しを含む。また適切な保護とは、機密情報を不正又は不当に領得、取得、利用、開示又は漏洩しないことをいう。

2 人権と労働

2.1 非人道的な扱いの禁止

従業員の人権を尊重し、虐待や各種ハラスメント（嫌がらせ）をはじめとする過酷で非人道的な扱いを禁止する

非人道的扱いとは、虐待、体罰、セクシャルハラスメント（性的嫌がらせ）、パワーハラスメント（暴言による嫌がらせや威圧的行為）などを指す。

2.2 差別の禁止

求人・雇用における差別をなくし、機会均等と処遇における公平の実現に努める

差別とは、本人の能力・適性・成果などの合理的な要素以外により、採用・昇進・報酬・研修受講などの機会や処遇に差を設けることをいう。

差別の要素としては、例えば、人種、民族、国籍、出身地域、皮膚の色、年齢、性別、性的志向、障害の有無、宗教、政治的見解、組合加入の有無、配偶者の有無などがある。

また、健康診断や妊娠検査が機会均等または処遇における公平を損なう場合には差別的行為とみなされる。

2.3 労働時間

法定限度を超えないよう、従業員の労働時間・休日・休暇を適切に管理する

適切な管理とは、次のような行為を指す。

- ① 年間所定労働日数が法定限度を超えないこと
- ② 超過勤務時間を含めた1週間当たりの労働時間（緊急時、非常時を除く）が法定限度を超えないこと
- ③ 1週間に最低1日の休日を与えること
- ④ 法令に定められた年次有給休暇の権利を与えること。

2.4 従業員の団結権

労働環境や賃金水準等の労使間協議を実現する手段としての従業員の団結権を尊重する

従業員の団結権の尊重とは、報復・脅迫・嫌がらせを受けることなく結社する自由、法令に従い労働組合に加入する自由、抗議行動を行う自由、労働者評議会などに加わる自由などに配慮することを指す。

2.5 強制的な労働の禁止

すべての従業員をその自由意思において雇用し、また従業員に強制的な労働を行わせない

強制的な労働とは、自らの意思によらないすべての労働のことである。強制的（あるいは強制的な労働）とは、例えば、次のようなものを指す。

本人の意思に反して就労させる強制労働、借金等の返済のために離職の自由が制限される債務労働、人身売買の結果として行われる奴隷労働。また囚人であれども過酷な環境における非人道的な囚人労働。自由な離職の権利がないことや、身分証明書・パスポート・労働許可証の雇用者への預託を義務付ける行為も強制的な労働の一種である。

2.6 児童労働の禁止

最低就業年齢に満たない児童対象者を雇用せず、また児童の発達を損なうような就労をさせない

児童労働とは、一般論として ILO（国際労働機関）の条約・勧告に定められた最低就業年齢に満たない者を雇用することや、若年労働者の保護を怠ることを指す。

例えば、日本国内においては、15 歳未満の者を雇用することや、若年労働者保護のための法令に違反することも、禁止されている児童労働にあたる。健康、安全、道徳を損なうおそれのある就業から若年労働者を保護する法規制の例として、夜間労働や危険作業などの制限が挙げられる。海外においても、所在国の法令で定められた最低就業年齢に満たない者の雇用や保護義務違反は児童労働にあたる。

また、法令の定めのない国では、ILO の最低年齢条約・勧告に反する行為は児童労働にあたる。（最低就業年齢の原則は 15 歳：ILO 条約第 138 号）

2.7 労働災害・労働疾病

労働災害および労働疾病の状況を把握し、また適切な対策を講じる

適切な対策とは、従業員による通報の促進、災害・疾病の分類や記録、必要に応じた治療の提供、災害・疾病の調査、原因排除に向けた是正対策の実行、従業員の職場復帰の促進などを可能にする制度や施策のことを指す。（労災保険への加入なども含む）

また、法令の定めに応じて、行政に対する必要な手続きを行うことも含まれる。

2.8 身体的負荷のかかる作業への配慮

身体的に負荷のかかる作業を特定のうえ災害・疾病に繋がらぬよう適切に管理する

身体的に負荷のかかる作業には、手動での重量物運搬作業などの重労働のほかにも、組み立てやデータ入力などの長時間にわたる反復作業や連続作業などが含まれる。

適切な管理とは、定期的な小休止、作業補助具の提供、複数作業員での分担や協力などが挙げられる。

2.9 適切な賃金

従業員に少なくとも法定最低賃金を支払い、また不当な賃金減額を行わない

最低賃金とは、所在国における賃金関連法令で定められた最低の賃金をいう。本項目では、超過勤務手当や法定給付を含むその他の手当の支払も含む。不当な賃金減額とは、労働関連法令等に違反する賃金減額を指す。

3 安全衛生

3.1 緊急時の対応

生命・身体の安全を守るため、発生しうる災害・事故などを想定の上、緊急時の対応策を準備し、また職場内に周知徹底する

緊急時の対応策とは、例えば、緊急時の報告、従業員への通知、避難方法の明確化、避難施設の設置、緊急医療品の備蓄、火災探知システムの設置、火気抑制設備の設置、外部通信手段の確保、復旧計画の整備などを指す。

職場内への周知徹底方法として、従業員への緊急対応教育(避難訓練を含む)を実施することや、緊急時の対応手順書などを職場内で容易に手の届く場所に保管あるいは掲示することが挙げられる。

3.2 施設の安全衛生

従業員の生活のために提供される施設(寮・食堂・トイレなど)の安全衛生を適切に確保する

従業員の生活のために提供される施設とは、職場で従業員に提供される施設(トイレ、水飲み場、ロッカールーム、食堂など)、職場外で従業員に提供される施設(寮など)のことを指す。安全衛生の確保の例として、清潔・衛生が保たれるとともに、安全な飲料水、火災対策、換気、温度管理、緊急避難路(出口)、個人所持品の安全な保管などの対策が挙げられる。

3.3 機械装置の安全対策

自社で使用する機械装置類に適切な安全対策を講じる

適切な安全対策とは、就業中に発生する事故や健康障害の防止のための管理をさし、例えば次のようなものをいう。

フルプルーフ(*1)、フェイルセーフ(*2)、インターロック(*3)などと呼ばれる安全機構の採用、安全装置や防護壁等の設置、機械装置の定期的な検査とメンテナンスの実施

*1 フールプルーフ：使用者が操作を誤ることを前提として、設計の段階で安全対策を施しておくこと。

*2 フェイルセーフ：装置・システム等において、故障や操作ミス、設計上の不具合などの障害が発生することをあらかじめ想定し、起きた際の被害を最小限にとどめるよう、常に安全側に制御するための安全機構の一種。

*3 インターロック：複数のプロセスを持つシステムで、ある一定の条件が整わないと他の動作ができなくなるようなもの

3.4 職場の安全

職場の安全に対するリスクを評価し、また適切な設計や技術・管理手段をもって安全を確保する

職場の安全に対するリスクとは、電気その他のエネルギー、火気、乗物、滑り・つまずき易い床面、落下物などの、就業中に発生する事故や健康障害の潜在的なリスクを指す。

適切な設計や技術・管理手段とは、例えば、センサによる危険個所の監視、機械や装置に供給される動力源を施錠することによる遮断(ロックアウト)、動力源の遮断中にエネルギー

遮断装置の操作の禁止を明示する札の設置(タグアウト)、保護メガネ・安全帽・手袋などの保護具の提供などが挙げられる。

3.5 職場の衛生

職場において人体に有害な生物や化学物質および騒音や悪臭などに接する状況を把握し、適切な対策を講じる

人体に有害な化学物質として、煤煙、蒸気、ミスト、粉塵などや、毒劇物、放射線、慢性病を引き起こす物質(鉛、アスベストなど)などが挙げられる。また、騒音や悪臭なども著しい場合には人体に有害なものとして本項の要素である。

適切な対策とは、例えば、これらへの直接的接触機会の特定や査定、管理基準の制定及び運用、従業員への適切な教育や保護用品の提供などのことを指す。

3.6 従業員の健康管理

全ての従業員に対し、適切な健康管理を行う

適切な健康管理とは、少なくとも法令に定める水準において健康診断などを実施し従業員の疾病の予防と早期発見を図ることを指す。あわせて過重労働による健康障害の防止やメンタルヘルスなどのケアについても十分に配慮していく必要がある。

4 環境

4.1 環境マネジメントシステム

環境マネジメントシステムを構築し運用する

環境マネジメントシステムとは、環境活動を推進するための全般的な管理の仕組みをいい、組織体制・計画的活動・責任分担・慣行・手順・プロセス・経営資源を含んだものを指す。ここで環境活動とは、環境方針を作成し、その方針に従った施策を実施し、達成し、見直し、かつ維持することをいい、環境保全に対して、いわゆる PDCA サイクルを回しながら継続的改善を行うことを意味している。代表的な環境マネジメントシステムとしては、ISO14001 などが挙げられ、第三者認証を受けることができる。

4.2 製造工程で用いる化学物質の管理

製造工程において、所在国の法令等で指定された化学物質を管理する

製造工程における化学物質の管理とは、製品に含有される化学物質を管理することはもとより、* 外部環境に排出される化学物質についても排出量の把握、行政への報告などを行い、当該物質の排出量の削減に努めることをいう。

4.3 環境許可証／行政認可

所在国の法令等に従い、必要とされる場合は行政からの許認可を受け、また必ず要求された管理報告を行政に提出する

日本国内の場合、法令等で定められた、一定の資格を取得した管理者の設置義務として、廃掃法／特別管理産業廃棄物管理責任者、省エネ法／一定レベル以上のエネルギーを使用

する工場におけるエネルギー管理士、大気汚染防止法等／化学物質、粉塵、煤塵を排出する工場における公害防止管理者などが挙げられる。また事業に用いる化学物質により、毒物・劇物管理、特定化学物質管理、危険物管理などの責任者を設置する義務がある。事業内容や工場立地により、環境影響評価、危険物取扱施設などに関する行政の許認可が必要な場合がある。

4.4 環境への影響の最小化(排水・汚泥・排気など)

排水・汚泥・排気などに関する所在国の法令等を遵守し、また必要に応じて自主規準をも
って更なる改善をする

自主規準とは、法令等に定められた水準以上の環境負荷削減のための目標を持つことである。公害の発生を予防することはもとより、さらなる改善のための活動として、例えば、排水・汚泥・排気などの監視方法、制御方法、処置方法の改善や、それらの流出量の削減などが挙げられる

4.5 廃棄物削減

廃棄物の削減を実行するための自主目標を設定し、また継続的削減を図る

廃棄物とは、事業所等で不要になり外部へ廃棄される物を指す。継続的削減活動として、廃棄物の排出量に対して、自主的な削減目標を設定し、計画を立案し、確実に実行することが挙げられる。

4.6 環境保全への取り組み状況の開示

環境活動の成果について、必要に応じ開示する

環境活動の成果とは、環境保全のために実施した対策、大気・排水・土壌等への排出物、資源使用量、廃棄物量等を指し、事業所が引き起こした環境に有害な結果も含まれる。成果を定期的に取りまとめるために、環境保全活動を行う組織と責任者をおき、環境保全活動の管理指標、目標の達成度、その他環境関連の重要事項について、継続的に記録をとる。開示の方法として、環境報告書の公開および利害関係者への必要に応じた報告等がある。

4.7 資源・エネルギーの有効活用(3R)

省資源・省エネルギーを実行するための自主目標を設定し、また継続的な資源・エネルギーの有効活用を図る

省資源とは、資源の有効活用を図ることをいう。そのための手段として製品への材料使用量および廃棄物の削減、ならびに再生資源および再生部品の利用を促進すること等がある。省エネルギーとは、熱や電力エネルギーの使用の合理化を図ることをいう。エネルギーの節約をすることで石油、天然ガス、石炭、コークスなどの燃料資源を有効に利用することができる。

3Rとは Reduce（削減）、Reuse（再利用）、Recycle（再資源）を指す。

5 品質・製品の安全性

5.1 製品安全性の確保

自社の責任で製品設計を行う場合、製品が各国の法令等で定める安全基準を満足する

製品設計を行う際には、十分な製品安全性を確保できる設計を行い、製造者としての責任を考慮して販売する。また、製品安全性に関しては法令遵守はもとより、通常有すべき安全性についても配慮する。

製品安全性に関わる法令等として、日本国内の場合には電気用品安全法、消費生活用製品安全法、家庭用品品質表示法などが挙げられる。安全基準は法令の細則等や JIS 等で定められている。また、海外の安全規格として UL、BSI、CSA 等がある。

製品安全性の確保には、トレーサビリティ(材料・部品・工程などの履歴)などの管理および問題解決に向けた迅速な対応を含む。

5.2 品質マネジメントシステム

品質マネジメントシステムを構築し、また運用する

品質マネジメントシステムとは、品質保証活動を推進するための全般的な管理の仕組みをいい、組織体制・計画的活動・責任分担・慣行・手順・プロセス・経営資源を含んだものを指す。ここで品質保証活動とは、品質方針を作成し、その方針に従った施策を実施し、達成し、見直し、かつ維持することをいい、品質保証に対して、いわゆる PDCA サイクルを回しながら継続的改善を行うことを意味している。

代表的な品質マネジメントシステムとしては、ISO9000 ファミリー、ISO/TS16949、ISO13485 などがある。

5.3 製品に含有する化学物質の管理

全ての製品に対して、製造/輸入/使用する国・地域の法令等で指定された化学物質を管理する。

製品に対する化学物質の管理とは、各国法令等で禁止或いは管理対象に指定された化学物質について、製品への不含有や含有量把握に加え、必要とされる通知/表示義務を遵守することや必要とされる認可、届出、試験評価を行うこと等をいう。

5.4 正確な製品・サービス情報の提供

消費者や顧客に対して、製品・サービスに関する正確な情報を提供する

正確な情報とは、例えば次のようなことをいう。

- ・製品やサービスに関する仕様・品質・取扱い方法が正確であること。
- ・製品に使用されている部材・部品の含有物質等の情報が正確であること。
- ・製品やサービスに関するカタログ等の表示および広告宣伝においては、事実と異なる表現や、消費者や顧客に内容を誤認させる表現を行わず、また他の企業や個人の中傷誹謗、権利侵害等の内容を含まないこと。

6 情報セキュリティ

6.1 コンピュータ・ネットワークの脅威に対する防御

コンピュータ・ネットワーク上の脅威に対する防御策を講じて、自社および他者に被害を与えないように管理する

コンピュータ・ネットワーク上の脅威とは、例えば、コンピュータウイルス、コンピュータワーム、スパイウェアなどを指す。

インターネットに接続されたパソコンがコンピュータウイルス等に感染した場合、当該パソコンに保存されている顧客情報、機密情報が流出するおそれがあり、また他社のコンピュータを攻撃するなどにより、業務停滞や信用失墜などの重大な損失を招くことがある。

従って、コンピュータ・ネットワーク上の脅威に対して、社内外に影響を与えないための対策を講じることが重要である。

7 BCP

7.1 大規模災害への対策

BCP マニュアルの作成

BCP（事業継続計画：Business Continuity Plan）とは緊急事態が発生した場合に備えて従業員等の安全だけでなく事業を継続するための計画を言う。想定される緊急事態は大規模地震・水害等の自然災害、工場における大規模爆発・火災等の事故、パンデミック等があり、BCP を定めることにより緊急事態への対処が円滑に進む効果が期待できるだけでなく、計画の作成に際して実施する自社の事業の点検を通じて経営管理上の効果も期待できる。

8 情報開示

8.1 ステークホルダーへの情報の開示

法令等で公開を義務付けられているか否かを問わず、ステークホルダーに対して積極的に情報提供・開示を行う

ステークホルダーに情報提供・開示すべき内容とは、事業活動の内容、財務状況、業績、リスク情報（例えば大規模災害による被害、環境や社会への悪影響の発生、重大な法令違反などの発覚）等を指す。

なお、重大なリスク情報については都度公開するとともに顧客に発信することも積極的な情報提供の一例である。

9 社会貢献

9.1 社会・地域への貢献

国際社会・地域社会の発展に貢献できる活動を自主的に行う

国際社会・地域社会の発展に貢献できる活動とは、企業の経営資源を活用したコミュニティへの支援活動をいい、一般的には次のような取組みをいう。

- ・本来の業務や技術などを活用した社会貢献

- ・施設や人材などを活用した非金銭的な社会貢献
- ・金銭的寄付による社会貢献

具体的には、災害時における地域との連携、従業員ボランティア、NPO/NGO などの活動支援、寄付活動、各種情報発信・紹介などの例を挙げることができる。各企業が実施可能な活動範囲を決め、積極的な社会貢献に取り組む。

会社名	日本化薬株式会社
設立年月日	1916年（大正5年）6月5日
資本金	149億3,200万円
本社所在地	〒100-0005 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治安田生命ビル(19階、20階)
TEL	03-6731-5200（大代表）
主要製品	エポキシ樹脂、紫外線硬化型樹脂、機能性フィルム、インクジェットプリンター用色素、触媒、染料、医薬品、医薬原薬・中間体、診断薬、エアバッグ用インフレーター、シートベルトプリテンショナー用マイクガスジェネレーター、スクイブ、農薬
ホームページ	http://www.nipponkayaku.co.jp/



世界的すきま発想。

